

は じ め に

近年、社会情勢の変化はスピードを増しており、先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあります。愛媛県においては、令和2年3月に「愛媛県人権施策推進基本方針」の第三次改訂版を策定し、あらゆる分野で人権に関する理解を深め、人権感覚を養うための各種施策を実施しています。そこで、県教育委員会では、今年度、「エイズ患者・H I V 感染者」「ハンセン病患者・回復者及びその家族」「犯罪被害者等」「ハラスメント」の四つの人権課題を取り上げ、指導のための基礎資料Ⅲを作成しました。

感染症に係る人権侵害については、エイズ患者・H I V 感染者、ハンセン病患者・回復者及びその家族に対して、正しい知識が浸透していないことに基づく根強い偏見や差別があり、安心して暮らせる社会になっているとは言い難い現状があります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって確認されてきた偏見や差別も同様であったように、正しく知ることの重要性が問われています。

また、交通事故による人身事故に巻き込まれたり、子どもたちが性犯罪被害に遭ったりするなど、生命、身体、財産等を侵害する可能性が高い重要犯罪が増加しており、犯罪被害者やその家族が、経済的な困窮や周囲からの好奇の目、事実と異なる報道による精神的な被害等、直接的な被害だけでなく二次的な被害に苦しんでいる現状があります。

さらに、人格尊重の意識の欠落、コミュニケーションの不足、環境の放置等から、様々なハラスメントが社会問題になり、コロナ禍におけるハラスメントも発生しています。ハラスメントを防止するために、職場や学校等で定期的に研修することが大切になっています。

資料は、各章を「基礎知識編」「実践編」「Q & A」の3項目で構成し、指導者として知っておくべきこと、指導上のポイントなどをまとめています。また、参考資料の QR コードを添付して活用しやすくするとともに、誰もが読みやすく分かりやすい資料となるよう内容を精選しました。

ぜひこの資料を、教職員研修や授業、社会教育の学習や研修の場で積極的に御活用いただき、それぞれの立場から差別解消に向けた実践に取り組んでいただきたいと思います。

最後になりましたが、本資料の作成に御尽力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年2月

愛媛県教育委員会
人権教育課長

目 次

はじめに

I エイズ患者・HIV感染者

【基礎知識編】

- 1 エイズ患者とHIV感染者 1
- 2 HIVに感染すると… 1
- 3 HIVはどのように感染するの? 2
- 4 誤解や偏見をなくしていきましょう 2

【実践編】

- 小学校 道徳科「エイズと闘った少年」 3
- 中学校 道徳科「私をハグしてください」 4
- ～闇から光の中へ HIVと共に生きる女の子の物語～
- 高等学校 ホームルーム活動「共生の世の中へ」 5
- 社会教育 「エイズ・HIVを正しく理解し考えよう」 6

【Q & A】

- Q1 国内におけるエイズ患者・HIV感染者の人数はどのように推移していますか? . 7
- Q2 レッドリボンとは何ですか? 7
- Q3 薬害エイズとは何ですか? 8
- Q4 U = U (U イコール U) とは何ですか? 8
- Q5 どうやって感染を調べることができますか? 9
- Q6 どこに相談すればよいですか? 9

II ハンセン病患者・回復者及びその家族

【基礎知識編】

- 1 ハンセン病とは? 10
- 2 ハンセン病問題とは? 10

【実践編】

- 小学校 道徳科「未来への虹」 12
- 中学校 学級活動「ハンセン病の歴史から考える」 13
- 高等学校 ホームルーム活動「ハンセン病問題から考える」 14
- 社会教育 「ハンセン病を正しく理解し考えよう」 15

【Q & A】

- Q1 無らい県運動とは何ですか? 16
- Q2 治る病気になったのに、なぜ強制隔離は続いたのですか? . 16
- Q3 ハンセン病回復者の宿泊を拒否した事件とは、どのような事件ですか? 17
- Q4 現在、ハンセン病療養所は、どのくらいあるのですか? . . 17
- Q5 ハンセン病問題に関する新しい法律はどのようなものがあるのですか? 18
- Q6 現在、どんな課題があるのですか? 19

Ⅲ 犯罪被害者等

【基礎知識編】

- 1 犯罪被害者等について 20
- 2 犯罪被害者等の状況 20
- 3 犯罪被害者等の権利 21
- 4 国の取組 21

【実践編】

- 小学校 学級活動「犯罪被害の防止」 23
- 中学校 学級活動「犯罪被害者等とその人権」 24
- 高等学校 ホームルーム活動「犯罪被害者等とその人権」 25
- 社会教育 「被害者に寄り添って」 26

【Q & A】

- Q 1 最も多い犯罪被害は何ですか？ 27
- Q 2 二次被害（事件後に受ける被害）にはどのようなものがあるのですか？ . 28
- Q 3 犯罪被害者等が支援を受けることができる機関はありますか？ . 29
- Q 4 性犯罪・性暴力被害に遭ったら相談するところはあるですか？ . 30

Ⅳ ハラスメント

【基礎知識編】

- 1 ハラスメントとは？ 31
- 2 主なハラスメントについて 31
- 3 増え続けるハラスメントの背景 32
- 4 ハラスメントを起こさないために 32

【実践編】

- 学校におけるハラスメントについて 33
- ハラスメントとなり得る行為（学校編） 34
- 高等学校 ホームルーム活動「ハラスメントに出合ったら」 36
- 社会教育 「ハラスメントの相談を受けた時、どうする？」 37
- 【参考】 ハラスメント相談聞き取り票 38

【Q & A】

- Q 1 ハラスメントを受けた時は、どこに相談すればいいですか？ . 39
- Q 2 「指導」と「パワハラ」はどう違うのですか？ 39
- Q 3 ハラスメントに関する法律には、どのようなものがありますか？ . 40
- Q 4 ほかに、どのようなハラスメントがありますか？ 40
- Q 5 課題を提出しない子どもに、厳しく指導することはパワハラに該当しますか？ . 41
- Q 6 学校でハラスメントが起こった時の対応は？ 41

【表紙】 令和3年度人権尊重の意識を高めるためのポスター作品
中学校の部 特選
松野町立松野中学校 第3学年 おかもと 雅久

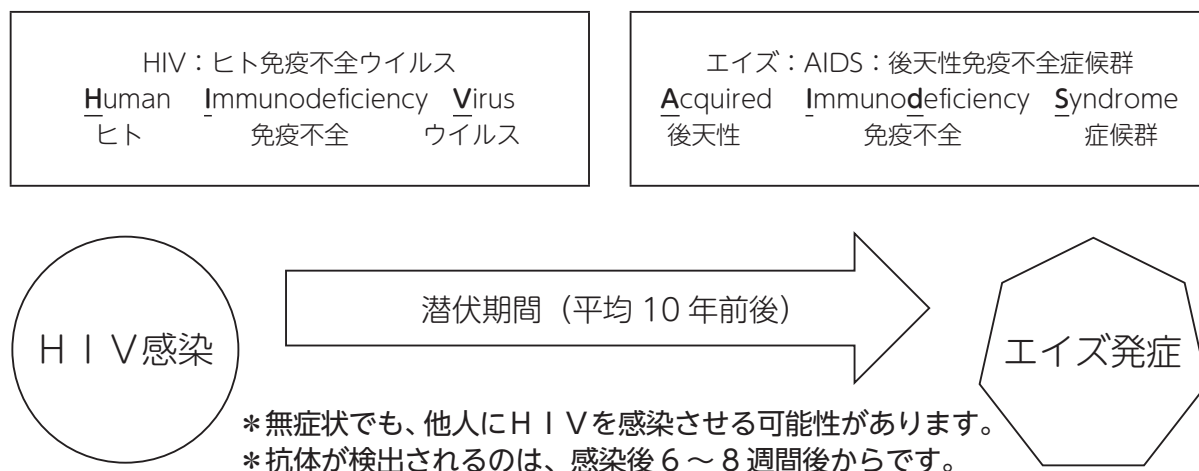
【基礎知識編】

I エイズ患者・HIV感染者

1 エイズ患者とHIV感染者

HIV感染者とは、エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因であるHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人のことです。エイズは、HIVの感染により、病原体などから体を守る免疫という働きが低下して発症する様々な病気の総称（症候群）です。

人間は目に見えない無数のウイルスや微生物と一緒に暮らしています。人間が無数のウイルスや微生物を飲食したり吸入したりしても大丈夫なのは、人間の体の中に免疫の機能があるからです。その働きの主役は白血球です。ところが、HIVは免疫機能の中心的役割を果たす白血球（リンパ球）の中で増殖し、これを破壊してしまいます。そのため侵入する病原体から体を守る働きが低下して、ふだん病気を起こさないような病原体によっても重い感染症が引き起こされるのです。これが免疫不全です。



2 HIVに感染すると…

○ HIV感染と潜伏期

たいていの場合、HIVに感染しても何も症状がありません。このような期間を「潜伏期」といい、治療しなければ潜伏期間は、平均10年前後といわれています。しかし、無症状の間でも、性行為や血液を介して他人に感染する可能性があります。長い潜伏期を経て次第に免疫力が低下してくると、発熱、下痢、体重減少といった症状が出てきます。これがエイズの前段階です。

○ エイズ発症

免疫力がさらに低下すると、体の抵抗力が弱まり、ふだん病気を起こさないような弱い病原体による感染症やがん、神経症状などが現れます。これがエイズの発症です。

* 現在のところエイズを完全に治療する方法はありませんが、HIVに感染した場合でも早期に発見し治療を受ければ、発症を遅らせることが可能になりました。エイズも他の病気と同様に、早期発見・早期治療が大切です。また、自分が感染しているかどうかを知ることによって、他の人にHIVが感染しないようにすることも非常に大切なことです。

3 HIVはどのように感染するの？

HIVは、感染者の血液、精液、膣液に多く含まれ、性器の粘膜や皮膚の傷口から侵入します。HIVは、感染力の弱いウイルスで、空気を介しては感染しません。HIVの感染経路は、次の三つに限られ、これ以外の普段の生活では感染することはありません。せきやくしゃみ、握手等ではうつらないなど、正しく理解することが大切です。

【HIVの感染経路】

○ 性行為による感染

感染している人との性行為で感染することがあります。近年、性行為による感染者が増えています。

○ 血液を介しての感染

輸血や血液製剤によって感染することがあります。日本では1980年代に、血液凝固因子製剤を治療に用いたことにより、多数のHIV感染者およびエイズ患者を生み出しました（Q & A 3 参照）。現在では、輸血用の血液や血液からつくられる製剤については検査などが十分に行われ、安全のための努力がなされています。

また、HIV感染者との注射器の共用などで感染することがあります。麻薬や覚せい剤などの薬物乱用者の間で、注射器の針や筒の共用による感染が広がっています。

○ 母子感染

母親が感染していると、妊娠、出産、授乳を通して赤ちゃんへ感染する可能性があります。

4 誤解や偏見をなくしていきましょう

現在もエイズ患者・HIV感染者の数は増え続けており、エイズは地球全体の共通の問題です。そのため世界中で多くの人々が、この問題の解決に向けて取り組んでいます。

しかし、エイズ患者やHIV感染者、そしてその家族が、誤解や偏見によって、ホテルで宿泊を拒否されたり、内定を取り消されたりしたこともありました。また、「エイズ」という言葉がいじめやからかいに使われることもありました。

私たちの周りや世界におけるエイズ患者・HIV感染者の状況に目を向けてみると、子ども、女性、性的マイノリティなど、弱い立場におかれている人たちやマイノリティをとりまく人権課題が浮かび上がってきます。この問題に真剣に取り組むことは、エイズ患者・HIV感染者はもちろんのこと、私たち一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会を実現していくことにつながるようになります。

出典・参考資料

・「AIDS エイズを正しく理解しよう！」（公益財団法人日本学校保健会）

【実践編】

小学校 道徳科「エイズと闘った少年」

教材について

HIVに感染しながらも、偏見や差別に立ち向かったライアン・ホワイトの生涯を扱った教材です。まず、保健の授業でエイズについて正しい知識を身に付け、その上で本教材を学習することにより、誤解や偏見がエイズ患者やHIV感染者の排斥につながった事実を知り、当事者たちとの共生を考えるのに適した教材です。

ねらい(C 公正、公平、社会正義)

誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公平・公正な態度で接し、正義の実現に努めることが大切です。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ エイズとはどのような病気でしたか。	・ 保健の学習から、HIVは日常生活で感染しないことを確認します。
○ 資料「エイズと闘った少年」を読んで話し合しましょう。	・ ライアンが血友病（Q & A 3 参照）であり、血液製剤で、HIVに感染したことを理解させます。
○ ココモの町ではどんなことがあり、ライアンや家族はどんな気持ちになったでしょうか。	・ どのような差別の実態があったかをおさえ、ライアンや家族の心情を想像させながら、自分のこととして考えさせます。
○ シセロ町の人たちは、どうしてライアンや家族を喜んで迎えることができたのでしょうか。	・ シセロの町の学校では、教師や生徒に対してエイズに対する教育が行われていたことに気付かせます。
○ 学習を振り返り、エイズ患者やHIV感染者に対する自分の態度はどうあればいいのか考えてみましょう。	・ 「誤解や偏見」がエイズ患者やHIV感染者を苦しめていたことに気付かせます。
○ 本時を振り返り、まとめましょう。	・ 正しい知識をもち、公平・公正な態度で接することの大切さを理解させます。

留意事項

- ・ 保健の学習で、エイズについて基礎的な知識を身に付けた上で活用すると効果的です。
- ・ レッドリボン運動（Q & A 2 参照）など様々な取組が行われています。科学の進歩により新しい情報も加わっており、エイズ教育に関心を高めていくことが大切です。
- ・ ライアン・ホワイトの自伝を活用すると理解が深まります。

出典・参考資料

- ・「エイズと闘った少年」（「きょうだい」高学年用 愛媛県同和教育協議会編）

中学校 道徳科 「私をハグしてください」 ～闇から光の中へ HIVと共に生きる女の子の物語～

教材について

幼少期に受けた輸血でHIVに感染した女の子が差別や偏見、社会的疎外といった困難に直面しました。そうした中で、同じ境遇にある人との関わりや、支援してくれる人との関わりから明るい希望をもつようになります。自らが街頭に出て、「私をハグしてください」と訴えかける少女の姿から、人は誰に対しても公平に接することができるのか、よりよい社会とは何かを考えます。

ねらい(C 公正、公平、社会正義)

女の子の勇気ある行動を通して、正しい知識をもち、同調圧力に流されないで、正義と公平さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会を目指そうとする態度を養います。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ HIV感染により差別をされたり、偏見をもたれたりしている女の子はどんな気持ちでしょう。	・ HIV感染者に対する差別や偏見があることを伝えます。
○ 同じ境遇の人たちや医療関係の人たちに出会い、HIVに関する正しい知識を得た時の女の子はどんな気持ちになったでしょう。	・ 一人で闘っていた不安や心配から、たくさんの人の支援を受け、生きる希望をもったことに気付かせます。
○ 「HIV感染者です。ハグしてください」と表示して女の子が街頭に出たのはなぜでしょう。	・ 女の子がHIVについて学んできたことを通して、今度は自分が伝えていく番であると行動を起こした勇気に気付かせます。
○ 公正・公平な態度で人と接するために、大切なことはなんでしょう。	・ 他人事とせず、自分事として考え、様々な意見が出せる雰囲気をつくります。

留意事項

- ・ 「私をハグしてください」と表示して女の子が街頭に出る行動は、勇気ある行動であり、それを他人事とせず、自分事として考えることを目指します。
- ・ HIV感染について、正しい知識をもち、世の中の偏見や差別に立ち向かえるような態度につながるよう考えさせます。

出典・参考資料

- ・ 「私をハグしてください～闇から光の中へ HIVと共に生きる女の子の物語～」
(日本ユニセフ協会) 右のQRコードから視聴できます。



高等学校 ホームルーム活動「共生の世の中へ」

ねらい

人は、どのような病気であっても、そのことで人を差別してはいけません。誰もが安心して暮らせるために、「共生のこころ」を生徒に伝えることが大切です。様々な人権問題と同様に、エイズ患者・HIV感染者に対しても、無知から生じる誤解や偏見が差別を助長してきました。エイズ患者・HIV感染者の病気について正しい知識を身に付けさせ、差別解消のためにどう行動すればよいのかを考えます。

展開例

① エイズ・HIVとは何かについて理解します。

保健体育科と関連を図りながら、エイズ・HIVについて学びます。そして、エイズ患者やHIV感染者に関する現在の状況や、医療技術の進歩について正しく理解します。

② なぜエイズ患者・HIV感染者に対する差別が起きるのかを考えます。

参考例：厚生労働省 動画「薬害を学ぼう 被害者の声③」(1分18秒)

感染者の声を聞き、近年の感染者数の推移に注目して、エイズ患者・HIV感染者に対する人権侵害を取り上げ、根深い偏見や無知により生じる差別や誤解を解消し、当事者たちが安心して暮らせる社会について考えます。

③ 差別に立ち向かう取組について理解します。

「レッドリボン運動」や「世界エイズデー」の制定、県内高校生による「メモリアルキルトの活動」などについて知り、エイズ患者・HIV感染者に対する差別に立ち向かう取組があることを理解します。そして、自分にできることを考えます。

④ 身近な人から感染の相談を受けた時、自分はどうするべきかを考えます。

カミングアウトされたら、まず信頼して話してくれたことに対し「伝えてくれてありがとう」「そうなんだね」などと「受け止めた」という姿勢を示すことが大切です。そして、「話したくなければ、話さなくて構わない」と前置きし、相手が何を望み、自分は何ができるかを聞きます。その際、その人のセクシュアリティ等の個人情報には踏み込まないなどの配慮が必要です。また、アウティング防止の点から、誰にどこまで伝えているか、どこまで伝えていいかを確認します。

⑤ 共に生きるために、私たちにできることを考えます。

学びを通して「共生のこころ」をもち、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて自分にできることを考えます。

留意事項

- ・ あらゆる差別は無知から生じる誤解や偏見が一因であり、差別をする側に問題があることを再確認する必要があります。
- ・ 個人や公的機関が感染防止に努めることは大切なことです。ここでは「感染者がいなくなれば、差別がなくなる」と考えるのではなく、「差別がなくなれば、誰もが安心して暮らせる世の中になる」という発想をもたせることが大切です。

出典・参考資料

- ・ 愛媛県人権施策推進基本方針〔第三次改訂版〕(愛媛県)
- ・ 「人間の輪」(愛媛県人権教育協議会)
- ・ 厚生労働省 HP

社会教育「エイズ・HIVを正しく理解し考えよう」

ねらい

エイズ・HIVに関する正しい知識をもち、エイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別をなくすために自分ができることを考えます。

展開例

① エイズ・HIVについて理解します。

参考例：愛媛県教育委員会人権教育課 幸せへの道（人権・同和教育だより）

第101号改訂 HIV・エイズに関するチェックシート

右のQRコードから閲覧できます。



○ エイズ・HIVについて正しく理解し、早期に発見し適切な治療を受ければ通常の生活が送れることを理解します。

② 動画「読む人権 じんけんのほん “感染症と差別”」を見て、分かったことや感じたことを話し合います。

○ エイズ・HIVの歴史や、血友病や薬害エイズ、U=U（Q & A 4 参照）について正しく理解します。

○ 先進国においては、近年新規HIV感染者数は減少しているにも関わらず、日本においてはほぼ横ばい状態が続いています。その原因の一つに、誤った情報や知識の拡散による過度の恐怖から、早期発見・早期治療が十分に行われていないことがあることを理解します。

③ グループに分かれ、「Living with HIV～身近な人からHIV陽性と伝えられたあなたへ～」の手記を読み、感想を出し合うとともに、誰もが安心して生活できる社会をつくるためにはどうしたらよいのか、自分たちにできることは何かを話し合い、発表します。

○ エイズ患者・HIV感染者への偏見や差別が根強く残っていることの原因を考えます。

○ エイズ・HIVについての知識を得るに加え、その学びを通して、エイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消を含め、誰もが安心して生活できる社会をつくるために自分にできることを考えます。

留意事項

HIVは誰もが感染の可能性がある身近な問題として、感染予防のための啓発や、早期発見・早期治療に努めるとともに、エイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消について考えさせます。

出典・参考資料 右のQRコードから閲覧できます。

・「読む人権 じんけんのほん “感染症と差別”」ブックトーク②（2021）（東京都人権プラザ）QRコード（1）

・「Living with HIV～身近な人からHIV陽性と伝えら

れたあなたへ～」（2013）（特定非営利活動法人 ぶれいす東京）QRコード（2）

（1）



（2）

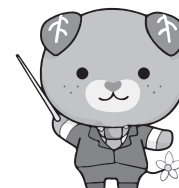


【Q & A】



Q 1：国内におけるエイズ患者・HIV感染者の人数はどのように推移していますか？

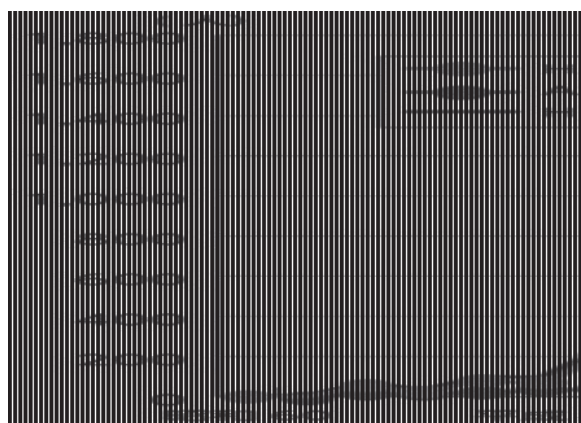
A 1：エイズ患者・HIV感染者は増加していましたが、近年は減少傾向にあります。



【解説】

1981年に最初のエイズ症例が報告されて以来、世界中へHIV感染が急激に広がりました。現在は多少ペースが鈍化したものの、2018年末現在、HIV感染者は世界で3,790万人となっています。また、2018年の新たなHIV感染者は170万人、エイズ関連疾患によって亡くなった人は77万人となっています。

日本では、近年1,500人前後が毎年新たにHIVに感染・エイズを発症していると報告されています。また、HIVに感染していたことを知らずに、エイズを発症して初めて気付いたというケースが、新規HIV感染者・エイズ患者数の約3割を占めています。



資料：「平成30年エイズ発生動向一概要」（厚生労働省エイズ動向委員会）



Q 2：レッドリボンとは何ですか？

A 2：エイズ対策への支援と連帯を示す国際的なシンボルです。



【解説】

小さな赤い布をくるっと折り曲げてピンでとめたものです。1991年の春、米国東海岸のニューヨークで、エイズで亡くなった人を偲^{しの}び、厳しい病と闘う人やケアに当たる人への励ましと思いやりの気持ちを示すために考案し、胸に付けたのが始まりです。

2021年は、エイズの最初の公式症例が報告された1981年から40周年であると同時に、レッドリボンが誕生して30周年の節目の年です。レッドリボンは、エイズ感染流行の開始から10年に及ぶエイズ対策初期の動揺を経て登場しました。当時、新興感染症のパンデミックによる恐怖と不安と混乱の中から、人々が連帯と信頼を取り戻し、闘う力を獲得してきた、その歩みの象徴です。ウイルスによって隔てられた人と人との距離を物理的に受け止めつつ、その分断を乗り越え、信頼のきずなを取り戻していくにはどうしたらいいのかを考えるなど、レッドリボンの30年に焦点を当て、新たな困難を乗り越える力を取り戻す機会にしましょう。



Q3: 薬害エイズとは何ですか？

A3: 血液製剤によるHIV感染です。



【解説】

主に血友病（出血時に血が止まりにくくなる病気）の患者が、止血・出血予防の薬としていた非加熱血液製剤にHIVが含まれていたため、多くの血友病患者がHIVに感染しました。製薬企業は薬の危険性を知りながら販売を続け、国は感染防止の有効な対策を取らなかったことで被害が拡大しました。

我が国で、初めてHIV感染者であることを公表したのは、愛媛県あかぜのりやすの明瀬範保さんです。明瀬さんは薬害エイズの被害者でした。多くの被害者が、不当な差別や厳しい社会的迫害や偏見が強まるにつれて人前に「顔」を出せなくなっていました。そのような中、明瀬さんは薬害エイズの「顔」を自ら買って出たのです。明瀬さんの行動は、病気に「顔」を与え、患者が恐れの対象ではなく、一人の人間であるという当たり前の事実を、多くの人の心に届けました。差別の激しい中で、カミングアウトして「HIV訴訟」で裁判を闘う過程には、本人の勇気はもちろんのこと、差別をなくしたいという多くの人の支えがありました。



Q4: U=U（UイコールU）とは何ですか？

A4: U=U (Undetectable=Untransmittable) は、「検出限界値未満=HIV感染しない」ということを表すメッセージです。



【解説】

体の中でHIVが増えるのを防ぐ治療を続けていれば、体内のウイルスの量を現在の検査方法では見付けられないほど減らすことができます。英語ではそれをUndetectable（検出限界値以下）と呼んでいます。頭文字はUです。

その結果、HIVに感染していても健康な状態で生活をすることができ、同時に他の人にHIVが感染することなくなります。つまり、感染が可能ではなくなるという意味からUntransmittableと呼ばれています。こちらも頭文字はUです。

Undetectable=Untransmittable を略してU=Uと表現しています。U=Uは、数多くの研究成果に基づき、科学的にきちんと裏付けられたメッセージであり、世界中の保健医療関連の専門家や専門機関にも支持されています。

そして、効果的なHIV療法を継続していれば、性行為でのリスクがゼロであることをはっきりと示すことによって、人々のHIV感染者に対する恐れをなくしていこうとしています。また、HIVに感染したとしても、検査を受け、HIV感染が分かった後に適切な治療を受けることで、日常生活を送ることができるというメッセージにもなっています。つまり、感染者が自分のHIV感染について知ることを促すことによって、HIVの世界的な流行を止めようとすることも、U=Uのメッセージのねらいの一つになっています。



Q5: どうやって感染を調べることができますか？



A5: HIV検査は、全国の保健所などで受けることができます。

【解説】

保健所での血液検査は匿名で、また無料で受けることができます。検査結果は本人のみに知らされ、他人に知られることはありません。

検査には、通常検査と即日検査があります。通常検査は、血液検査をしてから結果が出るまでに1～2週間かかりますが、即日検査は血液検査をした日に結果が分かる検査方法です。(ただし、即日検査においては、すべての結果が、即日出るわけではありません。)検査結果が「陰性(ー)」であるということは、HIVに感染していないことを示しています。ただし、HIVに感染していても検査結果が「陽性(+)」となるまでの期間は、個人差があって少し遅れる場合があります。そのため、感染の可能性がある機会から2か月以上経過してから検査することが勧められています。

県内の保健所では、「無料・匿名・予約不要」でエイズ検査を行っています。(中予、四国中央保健所は要予約)採血後約30分(即日検査)で、結果をお知らせします。

また、12月1日～7日は「愛媛県エイズ予防週間」であり、夜間・休日検査相談が行われています。

【参考資料】愛媛県HP>保健所>感染症>エイズ検査・相談



Q6: どこに相談すればよいですか？



A6: 県内の相談窓口を利用できます。

【解説】

① 愛媛県人権啓発センター…相談機関の紹介を行ってくれます。

愛媛県庁人権対策課内…089-941-8037

② 法務局…エイズ患者・HIV感染者に対する差別や偏見に関する相談を行っています。

松山本局…089-932-0888

砥部出張所…089-962-2140

四国中央支局…0896-23-2407

西条支局…0897-56-0188

今治支局…0898-22-0855

大洲支局…0893-50-5055

宇和島支局…0895-22-0770

③ 保健所…自分がエイズ患者・HIV感染者になったかもしれない時に相談でき、プライバシーに配慮した対応をしてもらえます。

松山市保健所…089-911-1800

中予保健所…089-941-1111

四国中央保健所…0896-23-3360

西条保健所…0897-56-1300

今治保健所…0898-23-2500

八幡浜保健所…0894-22-4111

宇和島保健所…0895-22-5211

Ⅱ ハンセン病患者・回復者及びその家族

1 ハンセン病とは？

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染することで起こる病気で、かつては「らい病」と呼ばれていました。現在は、1873（明治6）年に「らい菌」を発見したノルウェーの医師の名前を取って「ハンセン病」が正式名称となっています。この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなる、痛い・熱い・冷たいといった感覚がなくなる、体の一部が変形してしまうといった症状が現れます。治療法がない時代は、手、足、顔の変形や視覚障がいなどの後遺症が残ることもありました。

1943（昭和18）年、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。日本では、1946（昭和21）年から使用されるようになりました。その後、様々な薬が開発され、現在はWHO（世界保健機関）が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせる治療が行われています。早期に発見し適切な治療を行えば、後遺症を残すことなく完治するようになっています。

「らい菌」はもともと感染する力が弱く、たとえ感染したとしても、発病する力はとても弱い細菌です。ハンセン病療養所で毎日患者と接している職員のうち、発病した人はこれまで一人もいません。日本での新規感染者数は、1年間で0～数名程度であり、現在の衛生状態や、生活や医療の環境を考えると、日本で感染することや発病することはほとんどありません。

2 ハンセン病問題とは？

(1) 国の隔離政策について

ハンセン病が感染症であると国際的に認められると、日本政府は1907（明治40）年に「癩（らい）予防二関スル件」を定め、患者を療養所に隔離しました。また隔離は病気が治癒した後も続いたことから、ハンセン病は「恐ろしい病気」というイメージを植え付けてしまいました。

1931（昭和6）年の法律改正で生まれた「癩（らい）予防法」のもとで、患者を地域から排除する運動が行われたことで、患者の家族への偏見や差別が強まり、患者自ら療養所に行くしかない状況に追い込まれました。

戦争が終わった翌年の1946（昭和21）年には特効薬「プロミン」によって、適切な治療をすれば治る病気になっていました。しかし、1953（昭和28）年、1931（昭和6）年の法律を引き継ぎ、隔離の必要もなかったハンセン病患者の強制隔離を続ける「らい予防法」が成立しました。この「らい予防法」が廃止されて隔離政策が終わったのは、最初の法律制定から約90年後、「プロミン」が登場してからでも50年も経った1996（平成8）年です。

1907（明治40）年	「癩（らい）予防二関スル件」制定
1931（昭和6）年	「癩（らい）予防法」制定
1946（昭和21）年	「プロミン」による治療の開始
1953（昭和28）年	「らい予防法」制定
1996（平成8）年	「らい予防法」の廃止

※ その後の動きについては、Q&A5参照

(2) 人権がないがしろにされていた療養所での生活について

療養所の入所者の証言から、療養所には、厳しい差別があったと考えられます。「療養所」ではなく「隔離所」だと感じていた入所者もいます。療養所では、入所者は様々な労働をしなければなりません。炊事洗濯のほか、道路工事のような重労働やハンセン病患者の世話も行いました。手足の感覚がない人は、作業中にけがをしても気付くことができず、指や手足を失ってしまう人もいました。

全国の公立療養所では、園外への逃亡を防ぐために、入所者に現金を所持させず園内だけで使える通貨を使用させる制度が実施されていました。この通貨は療養所によっては「園金」や「駒」などという名称で呼ばれていました。この園金制度は、戦後次第に廃止されていきましたが、なかには 1955（昭和 30）年まで使用されていた療養所もありました。

また、ハンセン病は、19 世紀後半に、遺伝病ではないことが証明されていましたが、入所者たちは子どもを産むことが許されませんでした。遺伝するという間違った知識や、優れた子孫だけを残そうという国の誤った考え方（優生思想）があったためです。入所者たちは子どもを産めないようにする手術を受けさせられました。人工妊娠中絶手術によって生まれてくることができなかった子どもは 7,696 人にも及びました。

(3) ハンセン病患者・回復者及びその家族の状況と差別について

「らい予防法」が廃止された 2 年後の 1998（平成 10）年、療養所の入所者たちによって、隔離政策を進めてきた国の責任を問う裁判が熊本で起こされ、続いて東京や岡山でも同じ裁判が起こされました。そして 2001（平成 13）年、熊本で国の責任を認める判決が下され、国はハンセン病問題を早期に解決する必要があると判断し、それ以上裁判で争うことはしませんでした。

しかし、裁判に勝った後でも、多くの療養所の入所者は社会復帰することなく、今でも療養所で暮らしています。それは、隔離政策が生み出したハンセン病に対する偏見や差別が社会に根強く残っているためです。ハンセン病患者の中には、病気に対する偏見によって家族に迷惑が及ぶことを心配し、本名や戸籍を捨てた人もいます。自分が故郷に帰ることでまた迷惑がかかるという恐れをもってしまい、親やきょうだいと再会することもできないのです。

また、入所者の家族にも偏見や差別の目が向けられました。学校や職場で厳しい差別を受け、居場所をなくし、中には婚約を破棄される人もいました。そのため家族は、身内にハンセン病の入所者がいることを隠し、世間の目におびえながら生きていかななくてはなりません。

ハンセン病患者になった家族を恨み、棄てたという思いにとらわれ、癒やすことできない心の傷を負った人もいます。国の隔離政策が家族を引き離し、ふくれあがった偏見と差別が家族の心までも分断していったのです。家族の皆さんは、今も偏見や差別を恐れて生きています。

出典・参考資料

- ・「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」(法務省人権擁護局)
- ・「一希望ある明日へ向けて一知ってほしいハンセン病のこと。」(国立ハンセン病資料館)
- ・「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省)

小学校 道徳科 「未来への虹」

教材について

正太（小6）は、「国立療養所多摩全生園」に住む平沢^{ひらさわやすじ}保治さんの容姿に驚き、戸惑いを覚えます。そんな正太に平沢さんは、全生園での厳しい生活や自らが受けた「偏見や差別」について語ります。2年後、再び全生園を訪れた正太は、「もっとハンセン病のことを理解してもらって、ふるさとへの虹のかけ橋をきっとぼくたちがかけるから・・・」と決意を語ります。

ねらい（公正、公平、社会正義）

ハンセン病問題について正しく理解することを通して、無知・無関心が偏見や差別を生むことを考えさせます。様々な人権問題と関連させながら、偏見や差別をなくすために自分にできることを主体的に考え、実践力を高めます。

展開例（2 時間扱い）

主な発問	指導のポイント
○ 正太は、おじさんの手を見たとき、どんなことを思ったでしょう。 ○ 正太は、おじさんの話を聞いてどう思ったでしょう。 ○ 正太は、どんな気持ちから「おじさんのふるさとへの虹のかけ橋をきっとぼくたちがかけるから」と言ったのでしょうか。 ○ ハンセン病問題について話を聞きましょう。 ○ 偏見や差別をなくすために、自分たちにできることを考えましょう。	・ アニメ「未来への虹～僕のおじさんはハンセン病～」を正太の気持ちを考えさせながら視聴します。 ・ ハンセン病患者・回復者がどのような差別を受けてきたかを知り、不合理な差別への憤りをもち、共感できるようにします。 ・ ハンセン病の基礎知識として、「遺伝病ではない」「感染力はきわめて弱い」「治療薬で治る」こと等をおさえます。 ・ ハンセン病問題は昔のことではなく、今起こっていることを知らせることで自分事として捉えさせます。 （ゲストティーチャー、ハンセン病回復者の話） ・ 無知・無関心が偏見や差別を残すことをおさえ、自分たちにできることを考えさせます。

留意事項

- ・ 実際に療養所に入所されている方などと交流し、当事者の思いを知ることが有効です。YouTube「法務省チャンネル」などでも証言を聞くことができます。
- ・ エイズ患者・HIV感染者に対してや、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別など、感染症に関する他の人権問題と関連させて考えることも大切です。

出典・参考資料

- ・ 「未来への虹～ぼくのおじさんはハンセン病～」（法務省人権擁護局）
※愛媛県人権啓発センターで貸出しを行っています。
- ・ 「キミは知っているかい？ハンセン病のこと。」（国立ハンセン病資料館）

中学校 学級活動「ハンセン病の歴史から考える」

資料について

隔離政策によって偏見や差別に苦しみながら生きてきた、ハンセン病患者・回復者及びその家族のエピソードをアニメーション化しています。ハンセン病問題についての正しい知識や歴史、そして近年の動向など、ハンセン病に関する理解を深めるとともに、偏見や差別のない社会の実現について考えることができます。

ねらい

ハンセン病がどんな病気であるのか、国がハンセン病患者・回復者をどのように扱ってきたのかについて学習するとともに、無知・無関心が偏見や差別を生むことを知ります。また、正しく学ぶことが偏見や差別を解消する力になることを理解し、偏見や差別をなくすために自分にできることを主体的に考え、行動するような実践力を高めます。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ ハンセン病はどんな病気か知っていますか。	・ ハンセン病患者・回復者の写真を紹介し、病状について分かりやすく説明します。
○ ハンセン病について確認しましょう。	・ 「遺伝病ではない」「感染力はきわめて弱い」「治療薬で治る」「現在療養所にいる人も患者ではない」ことをおさえます。
○ ハンセン病患者・回復者が受けた療養所の扱いに対して、あなたはどのように思いますか。	・ 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る」～元患者と家族の思い～を活用します。
○ ハンセン病患者・回復者及びその家族が受けてきた偏見や差別に対して、あなたはどのように思いますか。	・ ハンセン病問題は、昔のことではなく、今起きていることを知らせることで、自分事として捉えさせます。
○ ハンセン病問題の学習から学び、自分たちにできることは何でしょうか。	・ ハンセン病患者・回復者の思いを再度紹介し、相手の立場に立って考えさせます。

留意事項

- ・ 実際に療養所に入所されている方などと交流し、当事者の思いを知ることが有効です。県内で入所者と交流をしている方をゲストティーチャーとして招いたり、YouTube「法務省チャンネル」などで入所者の証言を聞いたりすることもできます。
- ・ エイズ患者・HIV感染者に対してや、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別など、感染症に関する他の人権問題と関連させて考えることも大切です。

出典・参考資料

- ・ 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」
(YouTube「法務省チャンネル」) 右のQRコードから視聴できます。
- ・ 「一希望ある明日へ向けて一知ってほしいハンセン病のこと。」
(国立ハンセン病資料館)



高等学校 ホームルーム活動「ハンセン病問題から考える」

ねらい

ハンセン病問題について正しく理解するとともに、無知・無関心こそが重大な人権侵害を生み出すことを自覚し、偏見や差別解消に向けて、自分たちに何ができるかについて考えます。

展開例

① ハンセン病について学習します。

ハンセン病の基礎的な知識として、「遺伝病ではない」「感染力はきわめて弱い」「治療薬で治る」「現在療養所にいる人も患者ではない」ことをおさえます。

② ハンセン病患者・回復者及びその家族の心情を理解します。

- 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る」～元患者と家族の思い～ YouTube「法務省チャンネル」のハンセン病患者・回復者の手記や映像を通して、療養所での厳しい生活を知ると同時に、人間の尊厳を保ち、未来に向かって力強く生きた姿から学習します。
- 家族も偏見や差別にさらされてきたことに思いが及ぶよう学習します。

③ ハンセン病問題について考えます。

「らい予防法」が廃止されたあとも、ハンセン病回復者宿泊拒否事件（Q & A 3 参照）が起こるなど、ハンセン病回復者への偏見や差別が続いていることの原因と問題点について、考えさせます。

④ 共生社会の実現に向けて何ができるか考えます。

- 正しい知識を身に付けることが、偏見や差別をなくす一歩となることに気付かせます。
- 誤った認識や偏見をなくし、一人ひとりが大切にされる社会が私たちにとって暮らしやすい社会であることに気付かせます。

留意事項

ハンセン病問題の学習を通して、偏見や差別の構造について理解し、現在の自分たちの生活を見つめます。学習を通して、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別について考えることも大切です。

出典・参考資料

- ・冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」

（法務省人権擁護局 / 公益財団法人 人権教育啓発推進センター）

※法務省ホームページに掲載されています。

- ・人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」(YouTube「法務省チャンネル」)
右の QR コードから視聴できます。

- ・人権・同和教育資料「同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて 指導者研修資料」
（平成 25 年 3 月 愛媛県教育委員会）



社会教育「ハンセン病を正しく理解し考えよう」

ねらい

ハンセン病やハンセン病問題について正しく理解し、ハンセン病患者・回復者及びその家族への偏見・差別をなくし、誰一人取り残さない社会を築いていこうとする実践力を高めます。

展開例

① 問題提起（10分）

ハンセン病やハンセン病問題について知っていることや、その情報はどこから入ったのかを話し合います。

② DVD「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」を視聴（30分）

DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTube「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能。

隔離政策によって偏見や差別に苦しみながら生きてきた、ハンセン病患者・回復者及びその家族のエピソードをアニメーション化し、国立ハンセン病資料館学芸員による解説とともに収録。ハンセン病問題についての正しい知識や歴史、そして近年の動向など、ハンセン病問題に関する理解を深めるとともに、偏見や差別のない社会の実現について考えます。

③ 県内の事例から学ぶ（15分）

（例）小中学校の児童生徒と里帰りした回復者の方、二人との交流についての事例。児童生徒が回復者の方との握手を通して、病気の後遺症を知るとともに、今は薬で治ることを理解していきます。そして、小中学生が、地域の大人にハンセン病回復者の方々と交流したことを話し、啓発しています。事例の紹介後、現在帰ってきにくい状況にしているのは誰なのかを問い掛け、話し合います。グループで話し合うことで、自分の考えを深めたり他者の考えにふれたりすることが大切です。

④ アンケート記入（5分）

アンケートで、「遺伝しない」「感染力はきわめて弱い」「治療薬で治る」「現在療養所にいる人も患者ではない」こと、法律によって隔離され偏見や差別が続いていることなどについて確認し、自由に感想を書くように促します。

留意事項

- ・ ハンセン病問題について正しく理解し発信することで、偏見や差別をなくしていくことができることを共有します。
- ・ 子どもたちの活動から学び、その行動を支援する姿勢を大人が示すことが大切です。
- ・ 正しいことを発信していかなければ、偏見を取り除いていくことは難しいことを理解させ、自分がその発信者となるよう意識させます。
- ・ 無知・無関心が差別を助長してきたという観点から、他の人権問題について考えるきっかけとします。

出典・参考資料

- ・ 冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」
（法務省人権擁護局 / 公益財団法人 人権教育啓発推進センター）
※法務省ホームページに掲載されています。
- ・ 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」
（YouTube「法務省チャンネル」） 右のQRコードから視聴できます。





Q 1 : 無らい県運動とは何ですか？

A 1 : 各都道府県は、ハンセン病患者が一人もいないことを目指し、競って患者を療養所へ入所させた運動のことです。



【解説】

ハンセン病患者を療養所という名の施設に収容する隔離政策は、1907(明治40)年の「^{らい}癩予防ニ関スル件」が公布されたことから始まりました。1931(昭和6)年に「癩予防法」が成立した頃から、全国でハンセン病患者が一人もいないことを目指し、競って患者を療養所へ入所させる運動が行われました。これが、「無らい県運動」です。この、患者を見付けて療養所に送り込み、保健所職員が患者の自宅を徹底的に消毒するという光景は、人々に「ハンセン病は恐ろしい」というイメージを植え付け、ハンセン病患者やその家族に対する偏見や差別を強いものにしていきました。

Ⅱ ハンセン病患者・回復者及びその家族



Q 2 : 治る病気になったのに、なぜ強制隔離は続いたのですか？

A 2 : 国が、強制隔離の条項が残った「らい予防法」を成立させたからです。



【解説】

1946(昭和21)年には特効薬「プロミン」によって、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていましたが、1953(昭和28)年、患者の反対を押し切って、今までの法律を引き継ぐ「らい予防法」が成立しました。この法律により、治る病気であり、隔離の必要もなかったハンセン病患者の隔離政策は続けられ、療養所に収容されると、多くの人は一生そこから出ることができなくなったのです。

国の強引な政策だけでなく、国民のハンセン病についての無知・無関心も、この隔離政策が続いた理由であると考えられます。また、患者や回復者の一部も生活の場である療養所が閉鎖されてしまうことを恐れたとも考えられています。ふるさととの絆も絶たれ、病気の後遺症もある、そして社会には根強いハンセン病への偏見や差別が残っていたため、隔離政策の廃止を強く主張できない事情があったと考えられます。ハンセン病患者・回復者の皆さんに、そのような想いを抱かせてしまった国や私たち国民も反省しなければならないのです。



Q 3 : ハンセン病回復者の宿泊を拒否した事件とは、どのような事件ですか？

A 3 : 2003 (平成 15) 年、九州の温泉ホテルがハンセン病回復者に対して宿泊を拒否した事件です。



【解説】

2003(平成 15) 年、九州の温泉ホテルが、「ふるさと訪問里帰り事業」に参加していたハンセン病回復者に対して、宿泊を拒否するという事件が起こりました。宿泊拒否の理由は、「他の宿泊客に迷惑がかかる」というものでした。宿泊拒否がテレビ等で報道されると、ホテル側を非難する激しい声が上がりました。しかし、ホテル側が形式的ではあれ、ハンセン病回復者側（実際には療養所自治会）に「謝罪」したにもかかわらず、自治会がこれを拒否したことで事態が一変し、療養所に入所しているハンセン病回復者に対する批判や誹謗中傷の電話や手紙が多数寄せられました。らい予防法が廃止されて7年が経過していましたが、社会ではハンセン病に対する偏見や差別が根強く残っており、ハンセン病問題の解決に向けて更なる啓発の必要性が明らかになった事件です。



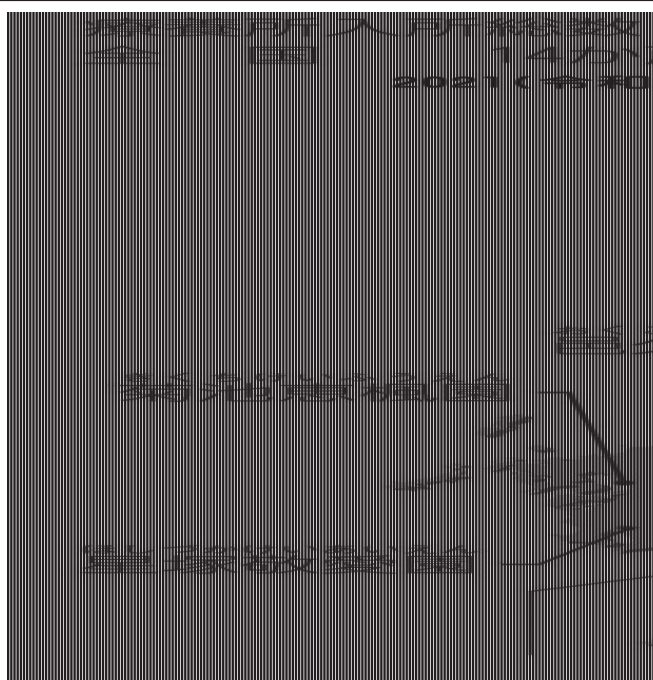
Q 4 : 現在、ハンセン病療養所は、どのくらいあるのですか？

A 4 : 全国に 14 か所あります。



【解説】

全国に 13 か所の国立療養所、1 か所の私立療養所があり、1004 名の方が生活されています(2021 年 5 月 1 日現在)。現在療養所で過ごされている方の多くは、地域の人たちとの交流に参加したり、様々な趣味に積極的に取り組んだりして、前向きに人生を生きていこうとされています。





Q 5:ハンセン病問題に関する新しい法律はどのようなものがあるのですか？

A 5:「らい予防法」の廃止からハンセン病患者・回復者及びその家族に対する補償に関する法律や、偏見や差別解消のための法律が制定されています。



- ア 1996(平成8)年:「らい予防法」廃止
- イ 2001(平成13)年:ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律
- ウ 2008(平成20)年:ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
- エ 2019(令和元)年:ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

【解説】

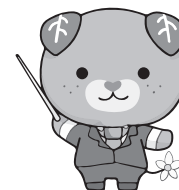
1996(平成8)年にア「らい予防法」が廃止され、約90年続いた隔離政策が終わりました。そして、2001(平成13)年、熊本で国の責任を認める判決が下されました。国は、ハンセン病問題は早期に解決する必要があると判断し、その年、イ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立、施行されました。

そして、2008(平成20)年、国は、ハンセン病患者・回復者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、ウ「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を制定しました。

さらに国は、ハンセン病患者・回復者の家族が、偏見と差別の中で、ハンセン病患者・回復者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、このことに対する取組がなされてこなかったことをわび、2019(令和元)年、エ「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定しました。このような法律のもと、ハンセン病患者・回復者及びその家族たちへの補償や名誉回復、ハンセン病問題の解決に向けた啓発活動などに取り組んでいます。



Q 6 : 現在、どんな課題があるのですか？



A 6 : 未だに社会の中に偏見や差別が残っていることが大きな課題です。

【解説】

平成 29 年に内閣府が実施した人権擁護に関する世論調査報告書では、ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」の割合が 31.7% と最も高く、以下、「差別的な言動をされること」(29.0%)、「結婚問題で周囲の反対を受けること」(28.2%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(27.0%)、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(26.3%) などの順となっています。

私たちは、今後もさらにハンセン病に対する理解の不足に基づく偏見や差別意識を解消し、ハンセン病患者・回復者及びその家族の方々が地域社会の構成員として安心して暮らしていくことのできる社会の実現に取り組まなければなりません。

また、偏見や差別のほか、入所者自身が高齢であることや長年の隔離施策のために療養所以外に知り合いがいないうこと、目や手の障がいなどの後遺症により介護が必要な場合もあるなどの理由から、療養所を出てふるさとに帰ることが難しい現状があるという課題もあります。また、入所者の減少により、この問題自体の形骸化も危惧されています。

私たちは、ハンセン病問題の解決に向けて、取組を一層進めるとともに、ハンセン病問題と同じような過ちを二度と繰り返さないためにも、様々な感染症への理解を深めるための教育・啓発を推進していく必要があります。

出典・参考資料

- ・冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」
(法務省人権擁護局／公益財団法人人権教育啓発推進センター)
- ・「一希望ある明日へ向けて一知ってほしいハンセン病のこと。」(国立ハンセン病資料館)
- ・「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省)
- ・愛媛県人権施策推進基本方針【第三次改訂版】(愛媛県)
- ・人権擁護に関する世論調査報告書(内閣府)



Ⅲ 犯罪被害者等

1 犯罪被害者等について

自分が、犯罪や事故に遭うことを常に考えて生活している人は少ないのではないのでしょうか。しかし、犯罪や事故は何の前触れもなく、突然自分の身に降りかかり、時には命を奪われたり、負傷してしまったりすることが誰にでも起こりうるのです。

犯罪被害に遭うと、犯罪被害そのものだけでなく、被害に遭ったことによって、様々な問題に直面します。また、被害からの回復にも長い時間を要します。

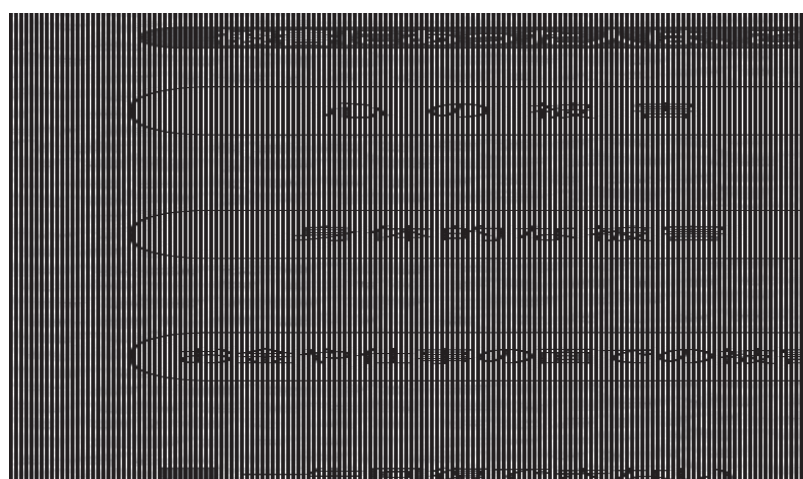
なお、犯罪被害者等には、被害者自身、その家族や遺族も含まれます。

2 犯罪被害者等の状況

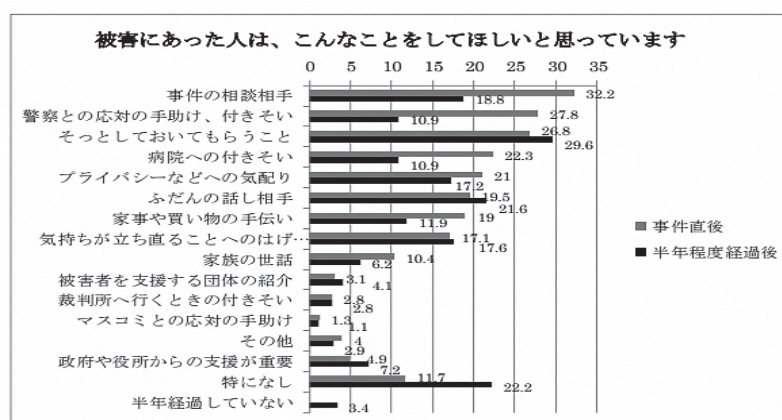
(1) 直接的な被害

犯罪被害者やその家族が受ける直接的な被害として、「精神的な被害」、「身体的な被害」、「経済的な被害」が挙げられます。

精神的な被害や身体的な被害については、多くの人が「一生回復できない」「回復できるまでかなり時間が掛かる」と感じており、被害者や家族が抱える傷は深く、周囲の人に心を閉ざす等、回復が困難なことが分かります。しかし一方では、「信頼のできる人に相談相手になってほしい」「話を聞いてほしい」という思いもあり、被害者の複雑な心のうちが読み取れます。



【出典：友達が被害者になったら（警察庁啓発資料）】



【「平成 20 年度犯罪被害者等に関する国民調査」

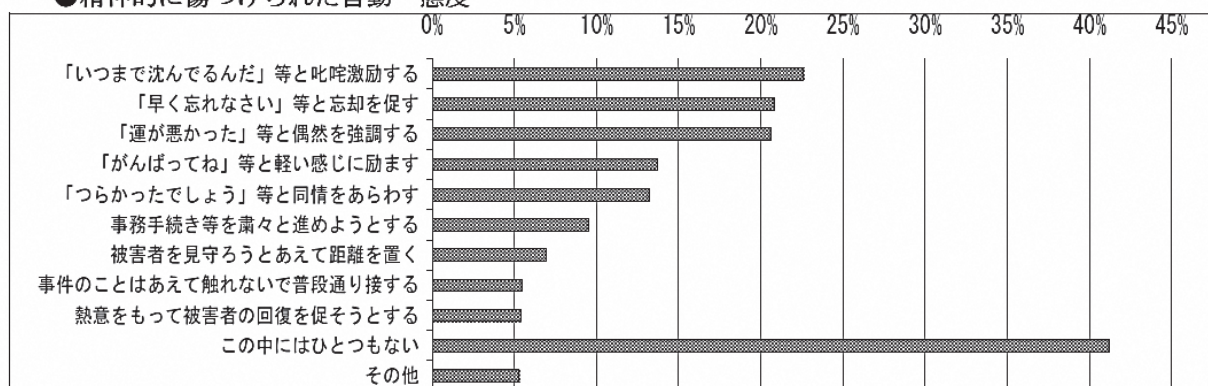
（内閣府）の集計結果をもとに作成】

(2) 二次被害

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいます。それにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位の噂や心ない中傷等により名誉が傷付けられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの問題が指摘されています。

二次被害という報道被害が話題にされることが多く、確かに重要な問題です。しかし、実際には、身近な存在である家族、親族、友人などからも、「叱咤激励する」「忘却を促す」「偶然を強調する」等の言動で傷付けられる被害も存在しています。また、インターネット上での誹謗中傷等も近年では大きな社会問題となっています。

●精神的に傷つけられた言動・態度



【「平成 20 年度犯罪被害者等に関する国民調査」(内閣府) の集計結果をもとに作成】



その人の気持ちや、その人に起こっている出来事をよく考え、「相手に寄り添う」という気持ちや、自分が相手のためにどうすればよいのかを考え、行動することが大切です。

3 犯罪被害者等の権利

(1) 被害回復の権利

犯罪被害者等は、生命を奪われる、傷害を負わされるなどの身体的、精神的損害、医療費や弁護士費用などの経済的な負担を強いられます。

(2) 二次被害を受けない権利

犯罪被害者等は、報道や取材によりプライバシーを侵害されるなど、平穏な生活が保てないことがあります。また、噂や心ない言葉、誤解による中傷、インターネット上の悪意ある書き込み、治療や回復過程での配慮に欠ける対応などが精神的負担を大きくすることになります。

(3) 知る権利

犯罪被害者等は、どうして被害に遭ったのかなど、犯罪事実に関するあらゆる情報を得たいと望んでいます。特に被害者が亡くなった場合は、本人から状況等を聞くことができないため、一層情報が不足しがちです。

4 国の取組

(1) 被害者支援の経緯と犯罪被害者等基本法

1974 (昭和 49) 年に起こった三菱重工ビル爆破事件を契機に、犯罪被害者等給付金支給法が制定され、この法律に基づき、国が被害者や遺族に給付金を支給する犯罪被害給付制度が発足し、犯罪被害者等のための公的な経済対策が始まりました。その後、犯罪被害者等が直面している状況や被害者からの要望を踏まえ、総合的な支援への取組が展開されています。

犯罪被害者等基本法

2005 (平成 17) 年 4 月 1 日から施行された法律です。

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、被害者等のための施策を総合的かつ計画的に進め、その権利利益の保護を図ることを目的に制定されました。

(2) 性犯罪・性暴力の対策強化

令和2年度より性犯罪・性暴力対策の強化が図られ、各都道府県にワンストップ支援センターが設置されています。

また、子どもたちを性犯罪から守るため内閣府と文部科学省が連携し、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指す「生命（いのち）の安全教育」が推進されています。

※ 文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」に生命（いのち）の安全教育のための教材及び指導の手引が掲載されており、児童生徒の発達段階や学校の状況に応じて、教育課程内外の様々な活動で教材を活用することが可能です。

(3) 犯罪被害者等基本計画

2021（令和3）年から5年計画で第4次基本計画が作成されています。これまでの基本計画の成果を踏まえ、四つのポイントを掲げています。

- ① 地方公共団体による犯罪被害者等支援
- ② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援
- ③ 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実
- ④ 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

(4) 犯罪被害者週間

犯罪被害者等が被害から回復し、再び平穩に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮、協力が不可欠です。そこで、犯罪被害者が置かれている状況などについて、広く国民に考えてもらい理解を深めてもらうことを目的として定められました。毎年11月25日から12月1日までの一週間、警察庁による様々な啓発事業や広報活動が行われています。

(5) 犯罪被害者白書

犯罪被害者のための施策や犯罪被害者が置かれている状況が記載され、様々な支援例も紹介されています。

(6) その他の支援の取組

- ① 警察 …「犯罪被害給付制度」の周知や地域警察官による被害者訪問、相談・カウンセリングや、再被害防止施策を講じています。
- ② 検察庁…「被害者ホットライン」の設置やあらゆる面から支援を行う機関等を紹介する「被害者支援員」を配置しています。
- ③ 法務省…犯罪被害者等からの人権相談を無料で受け付けています。
(法務省ホームページ：人権擁護局フロントページ参照)

出典・参考資料

- ・人権ポケットブック⑤「犯罪被害者等と人権」（愛媛県人権啓発センター）
- ・犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材「友達が被害者になったら」（警察庁）

右のQRコードから閲覧できます。



【実践編】

小学校 学級活動「犯罪被害の防止」

教材について

犯罪被害は、被害者だけではなく、その家族や遺族も苦しむことから、安全に行動して、生命を大切にしようとする態度を養うことは大切です。また、被害者や被害者家族の心情を考えることで、相手の立場に立って考えることの素地を養います。

ねらい

交通事故などによる犯罪被害が被害者自身だけではなく、その家族や遺族をも苦しめ、悲しませることを理解することで、的確な判断の下、安全に行動して生命を大切にしようとする態度を養います。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ 犯罪被害にはどのようなことがありますか。	・ 交通事故も犯罪被害であること、身体的な被害だけではなく、心の被害も受けることに気付かせます。
○ 犯罪被害者はどのような気持ちになるでしょうか。	・ 具体的な状況を挙げたり、ワークシートを活用したりすることで、当事者の立場に立って考えることができるようにします。
○ 視聴覚教材を見て（または被害者の手記を読んで）考えましょう。 ※ 犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材「友達が被害者になったら」（警察庁）	・ 家族や周りの人たちも、同様に被害者であることに気付かせます。 ・ 被害者は、被害に遭ったことで大きなショックを受け、傷付いていることを理解させます。
○ 自分にできることを考えましょう。	・ 自ら犯罪に巻き込まれないよう、安全に行動して生命を大切にしようとする意欲を高めます。 ・ 相手の気持ちに立って考えることの大切さに気付かせます。

留意事項

- ・ 小学校 5 年保健「交通事故の防止」「犯罪被害の防止」の学習後に、発展的に学習に取り入れることが効果的です。
- ・ 児童やその家族に犯罪被害者がいる場合の配慮も必要です。

出典・参考資料

- ・ 犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材「友達が被害者になったら」（警察庁） 右の QR コードから閲覧できます。



中学校 学級活動「犯罪被害者等とその人権」

教材について

生徒の作文等を通して、被害者遺族の体験や心情に触れることで、傷を負わされた人々の立場に立って考えることができるようになります。また、普段の自分の言動を見つめることで、犯罪や二次被害を防ぐことにつながります。

ねらい

犯罪被害者等が置かれた状況や、その方々が抱える困難や苦しみを十分に理解するとともに、犯罪被害を理由とする差別や二次被害をなくそうとする心情と態度を養います。

展開例

主な発問	指導のポイント
○ 資料（※）を読んだ感想を発表しましょう。 ○ 被害者遺族が失ったものは何でしょうか。 ○ 犯罪被害者等が、更に傷付けられるという事態が現実にあります。どんなことが起こっていると考えられますか。 ○ 犯罪被害者等の人権を守るために、私たちはどんなことをしなければならないでしょうか。 ○ 意見や感想をまとめましょう。	・ 「もし自分や自分の家族が…」と、犯罪被害者等の立場で考えさせます。 ・ これまでに聞いたことのあるニュース等を思い出させながら発言させます。 (グループ協議→発表) ・ 生徒の発言が終わった後、「基礎知識編」の資料を提示し、二次被害について考えさせます。 ・ 犯罪被害者等の人権を守ることを、普段から意識しておくことの大切さに気付かせます。 (グループ協議→発表) ・ ワークシートに意見や感想を書かせ、感想を発表させます。

(※)「犯罪被害者の声」(公益法人全国被害者ネットワーク ホームページ掲載分のみ)
「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール優秀作品集」(警察庁犯罪被害者支援室)
「ある日突然最愛の娘を奪われて～犯罪がその後にもたらすもの～」(内閣府犯罪被害者等施策推進室)

留意事項

- ・ 指導者を対象にした事前研修を含めて、「教職員や生徒の中に犯罪被害者等がいる」という前提のもと、授業等を進めていく必要があります。
- ・ 犯罪被害者等がダメージから回復する過程のエピソードを紹介する際は、一つの例であり、全ての被害者の心情を表すものではないことをおさえる必要があります。

出典・参考資料

- ・ 「令和3年度版警察による犯罪被害者支援」(警察庁犯罪被害者支援室)
- ・ 人権ポケットブック⑤「犯罪被害者と人権」(愛媛県人権啓発センター)
- ・ 「犯罪被害者支援ハンドブック改訂版」(公益社団法人被害者支援センターえひめ)

高等学校 ホームルーム活動「犯罪被害者等とその人権」

ねらい

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものによる被害だけでなく、第三者からの二次被害を受けることも多くあります。当事者の立場に立って考えることで、被害者やその家族にとって必要なことは何かを考えます。

展開例

① 犯罪被害について学習します。

様々な犯罪被害が存在することを知ります。
被害者の家族や周囲の人々も同じように傷付き、苦しんでいることを知ります。

② 犯罪被害者やその家族の事件後の気持ちや生活について考えます。

犯罪被害者等は、生活に関する困難や悩みのほか、精神的・経済的な困難等、様々な形で苦しんでいます。また、行き過ぎた報道によるプライバシー侵害や名誉棄損、周囲の人からの無責任な言動等による平穏な生活への侵害などの問題を理解させます。

③ 犯罪被害者やその家族への関わり方を考えましょう。

犯罪被害者等が周囲からの声に対し、傷付けられたり気持ちが楽になったりすることを踏まえ、具体的にどのような言葉を掛ければよいか考えさせます。信頼できる人がそばにいることや話を聞いてもらいたいという気持ちを理解させます。

④ 犯罪被害者やその家族が必要としていることを知り、私たちにできることを考えましょう。

犯罪被害者等に関連する統計資料やコラム等を通じ、犯罪被害者等の気持ちや考え方は一人ひとり違うことへの認識を深めます。自分が被害者だったら、また自分の友達が被害者だったらと想定し、理解者となるにはどうすればよいか意見を出し合います。その人の気持ちやその人に起きている出来事をよく考え、寄り添うことの大切さに気付くとともに、自分にできることを考えます。

留意事項

- ・ 生徒の中に犯罪被害者等がいることを想定して、指導に留意する必要があります。
- ・ 誰もが自身や身近な人が犯罪被害者等になりうることを伝え、私たちにできることは、犯罪被害について関心をもち、正しく知ることであることを理解させます。

出典・参考資料

- ・ 犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材「友達が被害者になったら」（警察庁）
右の QR コードから閲覧できます。



社会教育「被害者に寄り添って」

資料について

公益社団法人全国被害者支援ネットワークのホームページに掲載されている「犯罪被害者の声」を題材として、犯罪被害者等の苦悩や支援のニーズに目を向け、私たちができることを考えます。

ねらい

犯罪被害者等の気持ちを理解するとともに、どのような支援が必要か、私たちはどのように接する必要があるのか考えます。

展開例

- ① 講師は、犯罪や交通事故の発生件数や種類等、犯罪被害者等の二次被害について講義を行います。
- ② 「犯罪被害者の声」から題材を取り上げ、参加者それぞれで手記を読み、犯罪被害者等へどのような支援が必要か、どのように接する必要があるか考えます。
- ③ グループ（2～4人）に分かれて②について話し合い、結果を参加者全員に発表します。
- ④ 講師により、犯罪被害者等のニーズや二次被害を与えないための配慮について具体例を示しながら意見交換を行います。

良くない例	解説
「辛いことは、早く忘れましょう」	回復には時間がかかります。しかし、「早く忘れて」と言われると、犯罪被害者等が自分の気持ちを素直に出せなくなり、孤立感を抱いたり、問題を一人で抱え込んでしまったりすることにつながります。
「命が助かっただけでも良かったと思わないと」	命が助かったから、被害が軽いということではありません。犯罪被害者以外の人が、犯罪被害者等が経験したことについて、その程度を決め付けることはできません。犯罪被害者自身が経験した、怖さや辛さに思いをはせてみることも大切です。

※ 犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止めることが大切です。言葉が見付からない時は、静かにそばに寄り添い、見守りましょう。

留意事項

- ・ 参加者の中に犯罪被害者等がいることを想定しておく必要があります。

出典・参考資料

- ・ 「犯罪被害者の声」（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク ホームページ掲載分のみ）
- ・ 「名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査結果報告書（平成29年）」（名古屋市）
- ・ 「犯罪被害者等への理解を深めるために」（横浜市市民局人権課）

【Q & A】



Q 1：最も多い犯罪被害は何ですか？

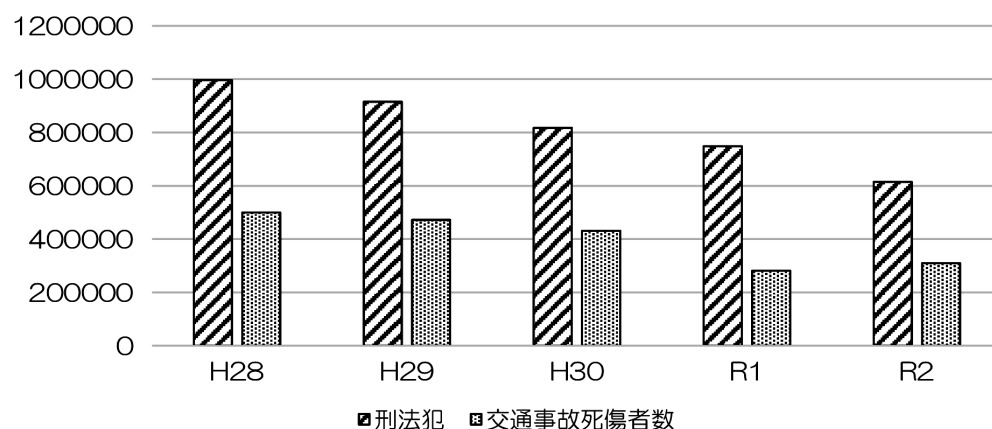
A 1：交通事故です。



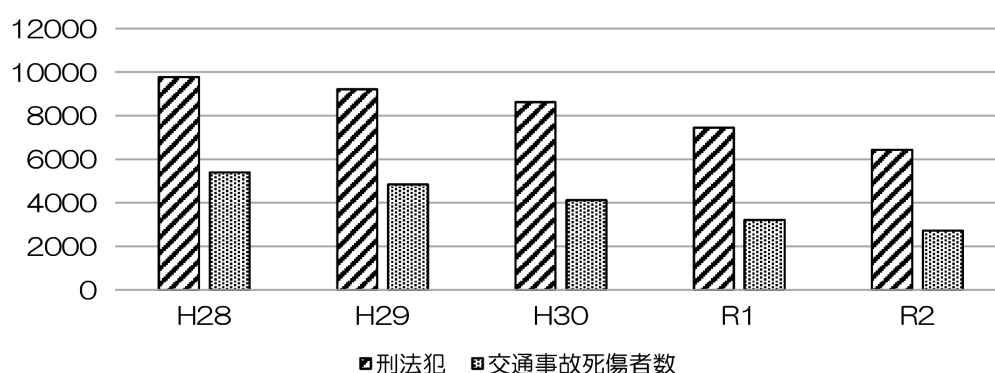
【解説】

犯罪被害者というと、殺人や性犯罪の被害者をイメージされる方が多いかもしれませんが、犯罪認知件数の中では、交通事故の被害者が最も多く、他の犯罪被害者等と同様、傷付き、苦しんでいます。

全国の刑法犯認知件数及び交通事故死傷者数



愛媛県内の刑法犯認知件数及び交通事故死傷者数



※刑法犯とは、刑法その他の法律に規定される犯罪で、殺人などの凶悪犯、暴行などの粗暴犯、窃盗犯、詐欺などの知能犯、賭博などの風俗犯、その他の刑法犯に分類されます。

出典：「犯罪統計概況」、「交通事故概況」（愛媛県警察ホームページ）

「犯罪統計資料」、「令和元年版警察白書」（警察庁ホームページ）



Q 2：二次被害（事件後に受ける被害）にはどのようなものがあるのですか？

A 2：精神的な被害、経済的な被害など様々な事例があります。



【解説】

◎具体例

【精神的な被害】

- 1 警察や報道機関者等、遺族に最初に接した人たちからの心ない発言や配慮が足りない言葉、表情、態度によって深く傷付けられる。
- 2 事件後に圧倒的な無力感に^{さいな}苛まれる。
- 3 事件のことがよみがえってくると、気持ちが不安定になったり、混乱したり動揺したりする（トラウマ、PTSD）。
- 4 不眠や食欲不振、頭痛、めまい、吐き気等の体調不良がよく起こる。
- 5 マスコミの電話や自宅訪問等による過度な取材と、被害者やその遺族の心情を無視した報道態勢により、平穏な生活が奪われ、ストレスが増大する。
- 6 周囲の心ない噂や個人情報、誹謗中傷等の拡散により、他人や社会に対する信頼が喪失し、恐怖、不安、絶望等の感情を抱くことで、遺族が社会から孤立させられたように感じる。
- 7 加害者側の心からの謝罪や反省の言葉がなければ、報復されるのではないかという不安や恐怖に^{さいな}苛まれる。

【経済的な被害】

- 1 警察や検察の捜査（聴取）や、裁判の傍聴、証言、陳述等に多くの時間と体力が費やされ、場合によっては、失職をしたり、収入が減ったりすることもある。
- 2 医療費や訴訟費用の負担等により出費が重なり、経済的に厳しい状況になる。

参考：「犯罪被害者支援ハンドブック改訂版」（公益社団法人被害者支援センターえひめ）



Q 3：犯罪被害者等が支援を受けることができる機関はありますか？



A 3：公益社団法人全国被害者支援ネットワークや国が設立した公的な法人である法テラス（日本司法支援センター）などがあります。

【解説】

1998（平成 10）年 5 月に創設された全国被害者支援ネットワークは、全国 47 都道府県の 48 被害者支援センターのうち、47 の被害者支援センターが公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けて、警察からの情報提供や支援内容の提供の下に、「被害者が、全国どこにいても、いつでも（24 時間 365 日）、求める支援が受けられ、被害者の声に応えることのできる活動」を目指し、犯罪被害者等への支援活動を行っています。

また、法テラスは、あらゆるトラブルを解決するために、情報提供や民事法律扶助などを行う機関として、犯罪被害者等への支援業務を行っています。犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるように専門相談員を配置して、「刑事手続きへの適切な関与や損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報提供」や、「犯罪被害者の支援に詳しい弁護士の紹介」、「支援団体の案内」、「被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務」のほか、一定の要件に該当する場合には弁護士費用等の援助制度を案内するなど、犯罪被害者等に対し多角的なサポートを行っています。

連絡先

相談機関・電話番号	受付時間等	相談方法
全国共通ナビダイヤル Tel 0570-783-554 なやみはここよ	7:30 ～ 22:00 (12/29 ～ 1/3 までを除く)	電話
公益社団法人 被害者支援センターえひめ Tel 089-905-0150	火～土 10:00 ～ 16:00 (祝日・年末年始を除く)	電話
法テラス(日本司法支援センター) 犯罪被害者支援ダイヤル Tel 0570-079714 なくことないよ	平日 9:00 ～ 21:00 土 9:00 ～ 17:00 (日曜日・祝日を除く)	電話

参考：人権ポケットブック⑤「犯罪被害者等と人権」(愛媛県人権啓発センター)

公益社団法人全国被害者支援ネットワークホームページ

法テラス（日本支援センター）ホームページ



Q 4：性犯罪・性暴力被害に遭ったら相談するところはあるですか？

A 4：性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどがあります。



【解説】

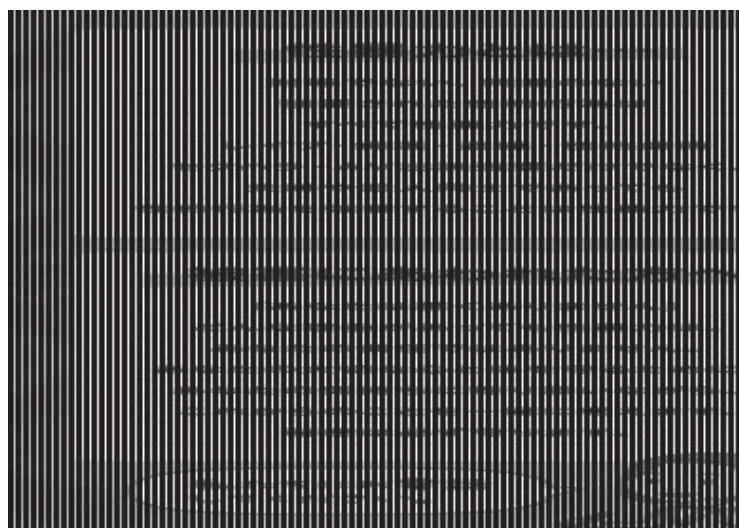
ワンストップ支援センターは、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的としています。

愛媛県においては、「えひめ性暴力被害者支援センター『ひめここ（媛CC）』」が電話・来所相談、支援のコーディネート、同行支援等を行っています。

主な相談窓口

相談機関・電話番号	受付時間等	相談方法
えひめ性暴力被害者支援センター ひめここ Tel 089-909-8851	24 時間対応	電話
性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター（全国共通番号） はやくワンストップ Tel #8891	24 時間対応	電話
性犯罪被害者相談電話 はーとさん （全国共通番号）警察庁 Tel #8103	24 時間対応	電話

参考：「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」警察庁ホームページ



えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」リーフレット

Ⅳ ハラスメント

1 ハラスメントとは？

分かりやすく言うと「嫌がらせ」のことです。

様々な種類がありますが、共通する点は、相手に対する発言や行動によって、不快な気持ちにさせたり、脅威に感じさせたりすることです。

重要なのは、行為者の意図や考えにかかわらず、相手が不快な気持ちになればハラスメントに該当するということです。

2 主なハラスメントについて【※（ ）は省略して表記しています。】

○セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反する性的言動によって、生活する上で不利益を被ったり、性的な言動によって就業環境が妨げられたりすること。

○パワー・ハラスメント（パワハラ）

地位や人間関係などの優位性を利用して、他者に嫌がらせをしたり、暴言等により苦痛を与えたりすること。

○モラル・ハラスメント（モラハラ）

道徳や倫理による精神的な暴力、言葉や態度による嫌がらせのこと。

○アカデミック・ハラスメント（アカハラ）

大学等の教育現場で、教育・研究上の権力を乱用して、修学・教育・研究等に支障をきたす行為のこと。

○テクノロジー・ハラスメント（テクハラ）

ITの知識が乏しく、PCやスマートフォンなどのIT機器を苦手とする人への嫌がらせのこと。

○ブラッドタイプ・ハラスメント（ブラハラ）

血液型のタイプで人の性格を判断して差別的な言動をする行為のこと。

○マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊婦に対して行われる嫌がらせのこと。

○ケア・ハラスメント（ケアハラ）

働きながら介護を行う人が組織内部の介護制度を利用する時に職場で受ける嫌がらせのこと。

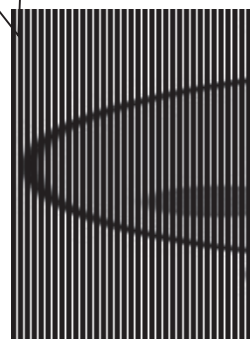
○スモーク・ハラスメント（スモハラ）

喫煙に関する嫌がらせのこと。

○アルコール・ハラスメント（アルハラ）

飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為、人権を侵害する行為のこと。

どうして、ハラスメントが起きるのでしょうか？



3 増え続けるハラスメントの背景

ハラスメントが起こる背景には、次のようなことが考えられます。

《人格尊重の意識の欠落》

- ・ 職場や学校において、一人ひとりを大切な存在として見ることができていない。
- ・ 自分の言動により相手が不快に思うということが理解できておらず、相手の人格や自尊心を傷付けているという認識が欠如している。

《コミュニケーションの不足》

- ・ 「冗談のつもりだった」「やる気を起こさせるつもりだった」など、相手と十分なコミュニケーションを取ることなく、一方的な思い込みで接している。
- ・ SNSの発展・普及により、顔を合わせての直接的なコミュニケーションを取る機会が減っている。

《環境の放置》

- ・ 学校において、放課後の教室、部室、職員室から離れた場所など、人目につにくい環境が放置され、見過ごされている。
- ・ ハラスメントに対して、傍観的な雰囲気のある職場や学校への指導、対応が滞っている。

4 ハラスメントを起こさないために

ハラスメントを防止するためには、以下の点が大切です。

- ☐ ハラスメントの内容や要因について十分に理解すること。
- ☐ 自らの行為がハラスメントに該当していないか注意すること。
- ☐ 隠れたハラスメントがないか、周囲のメンバーの変化に注意すること。
- ☐ コミュニケーションを活性化させること。
 - ・ 日常的な会話を心掛ける。
 - ・ 定期的に面談やミーティングを行う。
 - ・ ハラスメントを受けたと感じたら、一人で悩まずに周囲の人や相談窓口に気軽に相談する。
- ☐ 自分の感情をコントロールするスキルを身に付ける。
 - ・ 自分の感情に気付く。(怒り、怖れ、悲しみ、焦り、妬^{ねた}み…)
 - ・ 相手を見て接し方を工夫する。
 - ・ 不要な誤解を招かないコミュニケーションを心掛ける。

【参考：「職場でのハラスメント防止に向けて」】（厚生労働省）

ハラスメント防止のために、上記のことを職場内で定期的に点検・確認しましょう。また、ハラスメントが起こったとき、どのように被害者を救うのか、考えておくことが重要です。

【実践編】

学校におけるハラスメントについて

教職員による児童生徒へのハラスメントは児童生徒の尊厳や人権を著しく侵害する行為です。

教職員は、児童生徒に対して指導的な立場であるため、ハラスメントが起こりやすい状況で教育活動を行っていることになります。児童生徒の健全育成のために、ハラスメントについてしっかりと理解し、適切な指導をしていくことが求められます。



<ハラスメント対策が必要な根拠>

憲法第 13 条 基本的人権の尊重

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

<ミニ演習> これってハラスメント？

- ☐ 全体場で長時間叱責する。
- ☐ 些細なミスを大声で叱責したり、人前でなじったりする。
- ☐ 挨拶を返さない。
- ☐ 好き嫌いで指導に差をつける。
- ☐ 必要以上に身体に触れる。
- ☐ 体重の増減を問う。
- ☐ 卑わいなことを児童生徒の前で話す。

→ すべてがハラスメントとなり得る行為

* パワハラの実例

- ・ 身体的、精神的な攻撃
- ・ 過大または過小な要求
- ・ 人間関係からの切り離し 等

* セクハラの実例

- ・ 性的、身体的なことに関する必要な質問や話題
- ・ 不必要な身体への接触
- ・ 性別で行動や役割分担を決める 等

<適切な指導とパワハラの違い> 人事院「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」を参考に一部改作

	指 導	パワハラ
目的	相手の成長を促す。	自分の思い通りにしたい。 相手をバカにする、排除する。
業務上の必要性	必要性がある。(健全な環境を維持するために必要)	必要性がない。(人格を否定する。)
態度	肯定的、受容的、見守る、自然体	威圧的、攻撃的、否定的、批判的
タイミング	タイムリーに、その場で。	過去のことを繰り返す。
誰の利益か	相手にも利益がある。	自分の気持ちや都合が優先。
自分の感情	好意、穏やか、きりっとした	イライラ、怒り、嘲笑、嫌悪
結果	児童生徒が主体的に行動する。活気があふれる。	児童生徒が委縮する。児童生徒の真の姿が見えなくなる。

※パワハラと体罰の違いについては、Q & A5 を参照してください。

ハラスメントとなり得る行為（学校編）

ここでは、児童生徒が被害者となる学校やスポーツクラブ等で起こり得る具体例を挙げます。これらの具体例は、児童生徒が社会人となったのちの一般社会においても起こり得る行為です。セクハラ・パワハラの被害者・行為者とならないよう、どのような行為がハラスメントに該当するのかを知っておくことが重要です。

セクハラになり得る行為の具体例

1 性的、身体的なことに関する不必要な質問や話題

- ☐ 身長や体重など身体的な質問をしたり、話題にしたりする。
- ☐ 性的なことや性に関することを質問したり、話題にしたりする。
- ☐ 容姿を話題にしたり、揶揄するように言ったりする。
- ☐ 月経を理由に授業等を休む児童生徒に対し、客観的にみて必要のない質問をする。

2 身体への不必要な接触等

- ☐ 身体を執拗に眺め回し、相手に不快感を与える。
- ☐ 指導の際、体に寄り掛かったり、髪や手に触れたりする。
- ☐ マッサージと称して体を触ったり、マッサージをさせたりする。
- ☐ 児童生徒を膝の上に座らせたり、必要以上に身体を触ったりする。
- ☐ 部活動や体育の授業で裸になることを強要する。
- ☐ 集団宿泊等で、更衣中の部屋に無断で入る。
- ☐ 手をつなぐ必要がないのに、手をつないで歩行したり誘導したりする。

3 性別による行動や役割分担の決め付け

- ☐ 「男（女）だから…」とか「男（女）のくせに…」と発言する。
- ☐ 特定の担当や役割を女性（男性）のみに限定して行わせる。

4 不適切な行動

- ☐ 学校教育以外の目的で児童生徒を撮影、録画する。
- ☐ 学校教育や学校活動とは関係のない電話やメール送信を行う。

留意事項

身体への接触については、児童生徒の状況等により、指導上の配慮（動作援助）や安全確保上の必要性等、合理的な理由があると判断された場合は除きます。

ハラスメントとなり得る行為（学校編）

パワハラになり得る行為の具体例

1 身体的な攻撃

- ☐ 物を投げつける。
- ☐ 誤りを指摘されたことに立腹し、叩く。
- ☐ 指示する代わりに、腕を引っ張ったり、後ろから押したりする。

2 精神的な攻撃

- ☐ 児童生徒の心（自尊心）を傷付ける言葉を言う。
 - ・「お前に教えるのは時間の無駄だ」など
- ☐ 感情のまま、大声で叱責する。
- ☐ 特定の児童生徒を執拗に責める。
- ☐ 言葉や態度による脅しを行う。
 - ・「成績を下げる」など
- ☐ 他の児童生徒に比べ、差別的な扱いをする。
 - ・特定の児童生徒の質問等を見向きもせず無視したり拒絶したりする。
 - ・特定の児童生徒に作業を押し付ける。



3 人間関係からの切り離し

- ☐ 行事等に参加させない。
- ☐ 部活動やクラス行事等に参加するために必要な情報を、故意に与えない。
- ☐ 教室等に鍵をかけ、行動を制限する。

4 個の侵害

- ☐ 家族の悪口を言う。
- ☐ 好き嫌いで、児童生徒に対する指導の仕方や成績評価に差を付ける。
- ☐ 介助や支援を必要とする児童生徒に対して、トイレや食事などの必要な介助や支援をしない。

出典・参考資料

- ・「児童・生徒に係るハラスメント防止のしおり」（鳥取県教育委員会）

高等学校 ホームルーム活動「ハラスメントに出合ったら」

ねらい

ハラスメントについて正しく理解するとともに、自分や周囲の人がハラスメントの被害を受けた場合の対応方法を身に付けます。

展開例

① ハラスメントについて確認します。

- おもなハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）と具体的な行為について確認します。
- ハラスメントは、被害者の人格や尊厳を侵害する人権侵害であること、被害者だけでなく、行為者や企業等にとっても大きな損失になることを理解させます。

② 事例をもとに話し合います。

- ハラスメントに該当する行為と該当しない行為について、それぞれの理由を挙げて話し合います。
- 被害者の主観を重視しますが、一定の客観性も必要であり、個別の事案の状況等によって、判断が異なる場合もあり得ることに留意します。

③ 被害を受けた場合、相談を受けた（見聞きした）場合の対応方法について考えます。

- 受け流すのではなく、ハラスメントに該当すること、嫌だと思っていることを相手に伝えることをおさえます。
- 信頼できる人に相談したり、公的機関などの相談窓口を活用したりする方法があることを確認します。

④ 未然防止、解決のために自分たちにできることを考えます。

- 人格を尊重し合うとともに、日頃から適切にコミュニケーションを行うよう努力することを理解させます。
- 問題を見過ごさず、被害者を孤立させずに相談にのる等、互いに支え合うことを確認します。

留意事項

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の言葉や行為を説明するだけでなく、日常のコミュニケーションの中で、相手の人権を侵害していないか、傷付けていないか振り返らせることが大切です。そして、公的機関や大学、企業にも相談窓口があることを知らせます。

出典・参考資料

- ・人権・同和教育資料「個別の人権課題に関する指導のための基礎資料Ⅱ」（令和2年3月）（愛媛県教育委員会人権教育課）

社会教育 「ハラスメントの相談を受けた時、どうする？」

もしもあなたが勤務している職場で、相談窓口の担当者としてハラスメントについての相談を受けた時、どのような対応をすればよいでしょうか。

【ハラスメントの相談対応の流れ】

① 相談内容はどのようなハラスメントであるか確認しましょう。

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ セクシャル・ハラスメント | ☐ マタニティー・ハラスメント |
| ☐ パワー・ハラスメント | ☐ モラル・ハラスメント |
| ☐ テクノロジー・ハラスメント | ☐ アルコール・ハラスメント |
| ☐ ケア・ハラスメント | ☐ アカデミック・ハラスメント |
| ☐ スモーク・ハラスメント | ☐ ブラッドタイプ・ハラスメント |
| ☐ その他のハラスメント | |

② 相談窓口での対応のポイント。

ア 秘密が守られること。不利益な扱いを受けないことを明確に伝えること。
・相談者に対して、相談内容の秘密が守られること、相談したことによって不利益な扱いを受けることがないことを明確に伝えましょう。

イ 【聞き取るポイント】※次ページの「聞き取り票」も参考にしてください。
※共感をしつつ、事実関係を聞き取ること。

- ☐ 相談者がいつ、誰から、どのようなハラスメントを受けたか。
- ☐ ハラスメントに至る経緯。
- ☐ 相談者と行為者とされた人との関係。
- ☐ 相談者は被害を受けた後、行為者に対してどのような対応をしたか。
- ☐ 相談者はハラスメントについて、上司らへ相談はしたか。
- ☐ ハラスメントについての目撃者の有無。

【留意事項】

- ※自分なりに考えた判断を伝えないこと。
- ☐ 相談の際に、ハラスメントの有無や相談者が訴える内容の正当性など、相談窓口担当者の判断を伝えないようにしましょう。

【相談後の対応】相談者への説明、報告を怠らないようにすること。

- ☐ 相談窓口で相談者からのヒアリングをする。
- ☐ 事実関係の調査をし、適切な対応策を検討する。
- ☐ 相談者、行為者への説明をする。
- ☐ 職場での再発防止策を実施する。

★被害者支援の姿勢を忘れず、丁寧に対応する。



Q & Aなども
参照ください

相談窓口での相談者からのヒアリング

参考

[illegible]

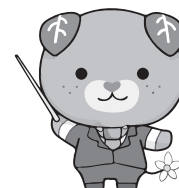
※ この用紙は、愛媛県教育委員会人権教育課のホームページからもダウンロードできます。

【Q & A】



Q 1：ハラスメントを受けた時は、どこに相談すればいいですか？

A 1：職場の相談窓口や公的機関の相談窓口にご相談しましょう。



【解説】

「労働施策総合推進法」が改正され、ハラスメント相談窓口の設置が全ての職場に義務化されました。ハラスメントの被害を受けていると感じたら、職場の相談窓口などに相談します。職場の相談窓口相談できない時や、問題が解決しない時は、次の機関がハラスメントの相談に応じてくれます。一人で悩まず、相談するようにしましょう。

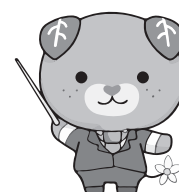
【おもな相談窓口】

ハラスメント悩み相談室 (厚生労働省)	0120- ^{ナイヨ ハラス} 714-864 (フリーダイヤル)	月～金 12:00～21:00 土・日 10:00～17:00 ※ 12/29～1/3を除く
愛媛労働委員会	089-941-2111 (代表) 089-912-2990 (ダイヤルイン)	月～金 8:30～17:15
みんなの人権110番	0570-003-110 (全国共通)	月～金 8:30～17:15
女性の人権ホットライン	0570-070-810 (全国共通)	



Q 2：「指導」と「パワーハラ」はどう違うのですか？

A 2：「業務上の適正な範囲」と認められる指導は、パワー・ハラスメントには該当しません。



【解説】

職場における「パワー・ハラスメント」とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

パワー・ハラスメントは、「業務上の指導との線引きが難しい」との指摘もあります。業務上の適正な範囲と認められる限り、パワー・ハラスメントには該当しません。しかし、相手に物を投げつける、必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す、業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる、嫌がらせのために仕事を与えないなどの行為はパワー・ハラスメントに該当します。

出典：リーフレット「2020年（令和2年）6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！」（厚生労働省）



Q 3：ハラスメントに関する法律には、どのようなものがありますか？

A 3：「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」などがあります。



【解説】

2019（令和元）年に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」が改正され、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。併せて、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」においても、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました。

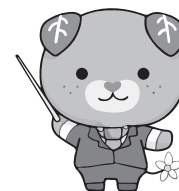
※ 改正法の施行は2020（令和2）年6月1日ですが、パワー・ハラスメントの雇用管理上の措置義務については、中小事業主は2022（令和4）年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務となります。

出典：「職場におけるハラスメントの防止のために」（厚生労働省）



Q 4：ほかに、どのようなハラスメントがありますか？

A 4：ハラハラ、マリハラ、音ハラ、ペットハラなど



【解説】

ハラスメントの種類の正確な数は定かではありませんが、上に挙げた四つについて、簡単な説明を載せておきます。

「ハラハラ（ハラスメント・ハラスメント）」は、「セクハラですよ！」とハラスメントを盾にする嫌がらせです。「マリハラ（マリッジ・ハラスメント）」は、独身である理由の詮索や結婚への圧力など、相手の嫌がる行為をすることです。「音ハラ（音ハラスメント）」は、タイピングやドアの開け閉めなどで必要以上に大きな音を立てて周りに不快な思いをさせる嫌がらせです。「ペットハラ（ペット・ハラスメント）」は、動物が苦手な人にペットを触らせようとしたり、無理やり近付けたりする嫌がらせのことです。

ハラスメントは、学校や職場だけでなく、日常生活の様々な場面で行われます。トラブルを未然に防ぐためには、どのような行為がハラスメントになるのかを知っておくことが重要です。



Q 5：課題を提出しない子どもに、厳しく指導することはパワハラに該当しますか？

A 5：指導の仕方によってはパワハラに該当することがあります。



【解説】

子どもたちの将来を心配するが故に、時に厳しく指導することはありますが、同時に「課題を提出しない子どもの背景」を考えてみる必要があります。

一人では、学習に集中して取り組みにくいといった特性や、貧困、虐待、ヤングケアラーといった様々な背景が隠れていたとすれば、指導の前に「配慮」が必要となってきます。このような背景を考えず、「課題を提出しない」という事実のみに対応していると、指導の範疇を超え、ハラスメントに該当する恐れがあります。厚生労働省は、「人格否定」「暴言」「威圧的な態度」は指導の範疇を超えているとしています。まずは子どもの背景に隠れているものに迫り、人格を否定したり、子どもが委縮したりするような指導を避け、課題を提出できない理由を聞いたり課題にどう取り組むか、自分で決めさせたりするなど、子どもに寄り添う指導をしていくことが重要になります。

※ なお、体罰は、学校教育法第11条において禁止されている行為であるため、ハラスメントとは区別して考えます。



Q 6：学校でハラスメントが起こった時の対応は？

A 6：被害に遭った児童生徒に寄り添い、組織として誠意をもって対応することが大切です。



【解説】

ハラスメントが起こった場合には、解決に向け迅速かつ適切に取り組むことになりますが、その際のポイントとして大きく次の3点を挙げることができます。

- ① 「被害児童生徒が安心して学校生活を送れる」ようにすることを最優先します。被害児童生徒の気持ちに寄り添った対応をすることで、当該児童生徒に安心感を与え、精神的な安定を図ることが重要です。
- ② 加害者への聞き取りを丁寧に行い、事実が確認できれば、その行為に至った原因は何かを明らかにしていきます。そして、加害者が自らの行為についてきちんと反省し、社会的責任を果たせるように、しっかりとサポートしていくことが肝心です。
- ③ 学校は、再発防止のために体制を再構築、強化します。すべての教職員が一致団結して、起こった事象の問題点を探り出すとともに、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう最大の配慮をしていくことが大切です。